

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 33 条の 4 の規定に基づき、応急入院指定病院について次のとおり指定します。

平成 17 年 4 月 1 日

京都市長 榎本 頼兼

病 院 名	所 在 地	指 定 期 間
社会福祉法人京都博愛会 京都博愛会病院	京都市北区上賀茂ケシ山 1	平成 17 年 4 月 1 日から 平成 20 年 3 月 31 日まで
医療法人稲門会 岩倉病院	京都市左京区岩倉上蔵町 101	平成 17 年 4 月 1 日から 平成 20 年 3 月 31 日まで
医療法人三幸会 北山病院	京都市左京区岩倉上蔵町 123	平成 17 年 4 月 1 日から 平成 20 年 3 月 31 日まで
医療法人三幸会 第二北山病院	京都市左京区岩倉上蔵町 161	平成 17 年 4 月 1 日から 平成 20 年 3 月 31 日まで
財団法人 川越病院	京都市左京区浄土寺馬場町 48	平成 17 年 4 月 1 日から 平成 20 年 3 月 31 日まで
医療法人桜花会 醍醐病院	京都市伏見区石田大山町 72	平成 17 年 4 月 1 日から 平成 20 年 3 月 31 日まで
京都大学医学部附属病院	京都市左京区聖護院川原町 54	平成 17 年 4 月 1 日から 平成 20 年 3 月 31 日まで
京都府立医科大学 附属病院	京都市上京区河原町 広小路上る梶井町 465	平成 17 年 4 月 1 日から 平成 20 年 3 月 31 日まで

(保健福祉局保健福祉部障害保健福祉課)